

2010年11月1日

米国内国歳入庁 御中

日本証券業協会

外国口座税務コンプライアンス法(特定外国口座に関する報告)
に対する意見について

前 文

- ・ これまで、わが国の証券会社、金融機関は、米国のQI制度に対して、協力者としての対応を行ってきた。
- ・ また、今般の、米国における標記法案が成立した経緯については理解している。
- ・ しかしながら、法律の実務的な執行面において、わが国証券会社、金融機関に影響が出てくると思われる事項が想定されている。
- ・ 本年8月27日付けで公表されたIRS Notice2010-60号(以下「ガイダンス」という。)については、金融機関の負担削減のために各種の配慮がなされている点については大いに歓迎しているが、それでもなお実務的に多大な負担が生じる懸念がある。
- ・ 詳しくは、以下で説明を行うこととするが、是非、その趣旨をご理解いただき、わが国証券会社、金融機関の実務対応面において、過度な負担が生じることのないようしていただきたい。
- ・ 特に、わが国の証券会社、金融機関に対しては、マネー・ロンダリングを防止することを目的とした「犯罪による収益の移転防止に関する法律」による本人確認義務があり、また、2001年1月1日にQI制度が施行されて以来、わが国において米国人による多額の脱税事件は発生していないものと認識している。そうした意味からも、わが国については以下の諸点につき特段の配慮をお願いしたい。

1. 例外規定の適用について

- ・ 前述のとおり、2001年1月1日にQI制度が施行されて以来、わが国において米国人による多額の脱税事件は発生していないものと認識している。
- ・ そもそも、わが国の証券会社では、非居住者が口座開設を行うことについて極めて消極的である。なぜなら、わが国の証券会社が非居住者に対して勧誘するためには、当該証券会社は当該非居住者が属する国における証券取引業のライセンスが必要と推定され、もし、当該ライセンスを取得せずに当該非居住者に対して勧誘行為を行った場合、当該国における証券取引規制に抵触するおそれがあるためである。

- ・ このため、わが国の証券会社(金融商品取引法上の第1種金融商品取引業者)に開設している顧客口座のうち米国人(QI制度における様式W9の受入件数)が占める割合は0.01%にも満たない。
 - ・ W9を受け入れている事例も、わが国の居住者が海外赴任等の理由で米国の税法における「米国人」となったケースがほとんどである。
 - ・ 以上のことを勘案すれば、わが国の証券会社を通じて米国人が租税回避を行う可能性は極めて低いことから、「外国口座税務コンプライアンス法」の1471条(b)項(2)号(B)に規定する適用除外規定にある一定のグループとして、わが国の金融商品取引法上の第1種金融商品取引業者を加えていただきたい。
2. 外国金融機関とIRSとの間の米人口座に関する確認及び報告義務に関する契約について
- ・ 今回の法改正では、QI契約を追加・変更して、新たに、IRSへの年次報告として、特定の米国居住者の氏名又は名称(法人の場合)、住所、米国納税者番号(TIN)、口座番号、残高、年間入金・引出総額が求められることとされている。
 - ・ しかしながら、現在のところ、証券会社における顧客管理上、当然のことではあるが、上記のような情報の全てを管理しておらず、改めて対応するとした場合、事務コストや郵送コストなどが膨大に生じてしまう(特に、残高、年間入金・引出総額については影響が甚大である)。
 - ・ このため、報告義務の対象となる顧客については、法施行後に新たに口座を開設する米国の税法上における米国人(米国市民、グリーンカード保持者、米国居住者、米国法人等)及び業務上米国人と知り得た既存顧客を対象としていただきたい。
 - ・ また、証券会社・金融機関において米国居住者(法人)か否かを判定する際は、日常業務において、その言語、電話番号・メールアドレスなどから、米国居住者(法人)と推察される場合に限り、顧客本人に米国人であるかを確認するものとし、全ての顧客に対し、米国人であるかを確認する必要はないものとしていただきたい。
 - ・ さらに使用目的をストックオプション及び自己株買付けに限定した口座並びに持株会及び取引先持株会口座については、租税回避を行う可能性は極めて低いことから、「外国口座税務コンプライアンス法」の1471条(b)項(2)号(B)に規定する適用除外規定の対象として欲しい。
3. 米国保有外国法人について
- ・ 現在、証券会社では、本人確認書類に基づき、法人顧客の本人確認を行っているが、当該法人顧客の株主についての情報は、何ら保持してはいない。
 - ・ 米国保有外国法人の確認を行うためには、結果として、全ての法人顧客の株主情報の確認を行うことに他ならず、そのために要するコストは膨大なものが予想される。

- ・ ついては、この対応につき、以下のとおりとしていただきたい。
 - (1) 法施行以降に新たに口座を開設した法人顧客のみを対象としていただきたい。
 - (2) ガイダンスでは、新規の法人顧客の確認が義務付けられる口座の範囲が実体のない事業体に絞られており、このことについては歓迎したい。
 実体のある事業の有無の確認については、ガイダンスでも提案されている第三者データベースの利用については是非財務省規則に盛り込んでいただきたい。
 - (3) 「外国口座税務コンプライアンス法」の1473条によると、実質的米国保有者とは、株式会社等の株式等を直接又は間接的に10%超所有している特定の米国居住者とされているが、間接的に所有しているか否かを確認することは実務上不可能であるため、株式等を直接的に所有している者のみとしていただきたい。
 - (4) 本人確認と同様、実質的米国保有者の確認は、口座を開設する法人が推測可能な範囲で、当該法人より書面により「実質的米国保有者が存在するか否か」の申告を受けるのみとし、かつ、口座開設時の1度きりとしていただきたい。複数回の確認は、事務・システム・郵送コストの面及びわが国法律において顧客が実質的米国保有者の調査を行う義務がないこと等から困難である。
 - (5) 使用目的を限定した以下の口座については、租税回避を行う可能性は極めて低いことから、「外国口座税務コンプライアンス法」の1471条(b)項(2)号(B)に規定する適用除外規定の対象として欲しい。
 - ・ 自己株買付
 - ・ 持株会
 - ・ 取引先持株会 など

4. 拡大関連者グループについて

- ・ 「外国口座税務コンプライアンス法」においては、拡大関連者グループ単位での合算(例えば、個人の口座残高の免除額 50,000ドル)が必要な局面もあるが、わが国の証券会社においては拡大関連者グループ間でのこのような管理は行われていないのが現状であり、システム負担、事務負担等を勘案した場合、対応が困難であることから、単体での管理のみとしていただきたい。
- ・ また、年次報告及び外部監査に関しても、単体ベースとしていただきたい。

5. その他

(1) 年次報告について

- ・ 年次報告の方式については、選択肢を広げることによりわが国証券会社の負担を極力少なくするという観点から、年次報告に代えて様式 1099 を使用する選択を外国金融機関の判断により行うことを可能としていただきたい。
- ・ また、前述のとおり、わが国証券会社においては、報告義務とされている内容のう

ち、残高、年間入金・引出総額については把握しておらず、改めて対応する場合、甚大なコスト負担が生じることから、報告の内容から除外していただきたい。

(2) 非協力的顧客に関する報告について

- ・ ガイダンスでは非協力的顧客のうち米国との関連を示唆する情報のあるものに関する情報も報告させる意向があるようだが、義務としてではなく、証券会社が入手できる範囲の報告とさせていただきたい。

(3) 外部検証について

- ・ 外部検証については、既にQIとなっている証券会社においては、現行の QI 制度における外部検証制度があることから、費用や提出書類の報告内容につき二重の負担が生じないよう、留意していただきたい。

おわりに

- ・ 日本証券業協会としては、上記1. の要望を是非ともお願いしたい。
- ・ 万が一、その要望が聞き入れていただけないのであれば、2. から5. に記載している事項をお願いしたい。
- ・ いずれにおいても、わが国証券会社、金融機関の実務対応面において、過度な負担が生じることのないようしていただき、わが国投資家による対米投資を阻害することのないようお願いしたい。

以 上